

## 2024年度第2回 市民会議議事録

### 【議題1】成年後見について

#### 第1 当会説明協力員による説明（高齢者と障がい者の権利に関する委員会）

##### 1 制度の説明

後見業務は、財産管理と身上保護の二本柱であり、現行制度は本人の判断能力により後見、保佐、補助の三類型が用意されている。

##### 2 現行制度の問題点

後見制度の改正から20数年が経過し、以下のような問題点も明らかになってきた。

- ・ 後見制度は本人の能力回復又は本人の死亡まで続くので、一時的なワンポイントの利用というニーズに対応することができない。
- ・ 本人の保護が重視されているので本人の意思が軽視されてしまう。
- ・ 専門職後見人から親族後見人への交代が容易ではなく、本人のニーズに合った保護を受けられていない。

##### 3 後見法制改正の検討状況

###### （1）保護の必要性、補充性を開始要件、終了要件にする。

- ・ 目的となる後見事務の必要性が消滅したら途中で制度利用を終了することができるようにする（必要性審査のための有期制も導入される）。
- ・ 日常金銭管理は後見制度以外でも行える社会福祉制度の充実を図り、親族による管理など任意代理も活用する。
- ・ 日常生活自立支援事業から後見制度への移行だけではなく、後見制度から日常生活自立支援事業へ移行することができるようにする。

###### （2）数年前までの後見業務は財産管理が中心で、身上保護は必ずしも重視されてこなかった、これからは後見人だけによる支援ではなく、チームとしての支援になり、後見人もチームの一員として位置づけられることになる。

##### 4 問題意識

###### （1）日常金銭管理について

以上のとおり、日常金銭管理については後見制度を含めた多様な選択肢が検討されているが、この点について市民会議委員はどのように考えるか。

(2) チームとしての本人支援に対する弁護士や弁護士会の関わり方

社会福祉協議会や自治体などの中核機関に弁護士が関与する必要性があるが、具体的に弁護士や弁護士会にどのような活動を期待するか。

第2 市民会議委員との質疑応答

1 関係者の連携

(質問) 金銭管理について弁護士が行う場合でも、身上保護について社会福祉協議会や社会福祉法人などが担うことが多いが、両者の連携が不十分で縦割りの弊害もあるのではないか。【市民会議委員】

(回答) 弁護士と福祉分野との連携が不十分な場合はあるが、そのような場合には今後は後見人を交代させる等の方策も考えられる。社協、弁護士会、行政、家裁の四者の連携が必要である。【弁護士会】

2 支援の地域差

(質問) 地域ごとに高齢者の割合などが異なる中、弁護士会は県内隈なく対応することができるのか。【市民会議委員】

(回答) 本来は地域差が生じないようにしなければならないので、県内全体に支援が回るように支部とも協力しながら弁護士会としても努力していきたい。【弁護士会】

3 任意後見制度

(質問) 任意後見制度は一般市民としては利用しにくいところがあると思うが、弁護士会としてどのように取り組もうとしているのか。【市民会議委員】

(回答) 任意後見制度については、まず制度の周知が足りていない。

また、任意後見監督人選任申立て（制度のスタート）のタイミングが分かりにくいなどの問題もあり、利用が進んでいないと思われる。

さらには、任意後見開始のためには任意後見監督人が必須要件となっているが、その報酬を負担しなければならないことも制度利用を阻害している面もあるので、任意後見監督人の選任を任意後見開始の必要要件としないという法改正も検討はされている。

法定後見制度と任意後見制度の併存も検討されているが、制度の活用方法が複雑になるため、本人にとって適切な支援方法の選択が難しくなることには、弁護士が積極的に助言していかなければならない。【弁護士会】

4 後見人の役割分担

(質問) 親族後見人の中には仕事をしている人もいるため、日常金銭管理を担当することも難しいのではないかと。【市民会議委員】

(回答) 親族後見人が日常金銭管理を担当することも難しいような場合には、親族後見人の代理権を身上保護に限定したり、親族と専門職が複数で後見人を担うなどとする方法もある。【弁護士会】

#### 5 本人の意思の尊重と本人の保護

(質問) 本人の意思(例えば、この嗜好品を買いたいという意思)を優先すれば、本人の保護が後退することになるが、どのようにそのバランスをとるのか。【市民会議委員】

(回答) 本人の意思の尊重だけを重視することは、消費者保護の観点から懸念があるとの指摘もあり、消費者保護法制が不十分であるという問題がある。現在の消費者保護法制は、高齢者の脆弱性に対する保護が不十分であるので、後見制度の見直し後には、将来的に消費者保護法制の見直しを通じて高齢者の保護が検討されるべきである。【弁護士会】

#### 6 後見申立てと資力

(質問) 後見制度は、資産がある一部の人が利用するものではないのか。【市民会議委員】

(回答) そんなことはない。家族や親族の支援を受けられない方は資産の多寡を問わず利用されており、生活保護受給者なども多く利用している。そのような事案の場合には、行政が後見人報酬を助成するような制度もある。【弁護士会】

以上

## 【議題2】 スクールロイヤーについて

### 第1 説明協力員による概略説明（当会子どもの権利委員会）

#### 1 当会の活動内容

当会子どもの権利委員会より、スクールロイヤーの基本的な理解のために、その定義（法律上の定義がなく日本弁護士連合会でも意見書ごとに定義が異なる）、必要性、業務内容及び神奈川県内のスクールロイヤーの配置状況について説明がなされた。特に、スクールロイヤーが学校・教育委員会の代理人を務めるべきかについては見解が分かれているとの説明があった。

現在、令和3年度市民会議でご意見を頂いた内容を踏まえ、「保護者等が、暴力・脅迫等を用いて、不当に、自分たちの要求を実現しようとする行為を行なっているとき、弁護士による法的助言や代理等の支援を行う相談窓口」を設置するため、ワーキングチーム(子どもの権利委員会と民事介入暴力対策委員会の混成)を設置し、ワーキングチーム内で制度の内容について協議し、制度の利用について自治体と協議を実施していることの説明がなされた。

教育現場の難しさとして、関係性が継続するため単に要求を無視することができないことや、保護者等が求めている事項は不適切ではないことも少なくないこと、弁護士が入ることによるインパクトの強さが懸念されるため代理人に就任するにあたっては慎重な検討が必要であり、一次的には教育委員会若しくはスクールロイヤーでスクリーニングを行い、二次的に今回の窓口で弁護士自身が代理を行うべき案件か更にスクリーニングを行うという流れを予定していることが報告された。

#### 2 当会の取組みにおける課題、問題点など

前記の相談窓口の設置に向けて、ワーキングチームで想定している具体的な業務フローが、子どもの最善の利益の保護と、教職員へのサポートの両立に向けて懸念される事項があるか、意見をいただきたい。また、自治体において、需要がどの程度あるか見えない中で予算措置が講じられるかという問題点があるため、意見をいただきたいとの申し出があった。

### 第2 市民会議委員との意見交換

・事例への対応として、学校現場の意識として、学校自身の責任で実施する、中で解決するという強い意識がある。学校現場の意識をどう変えていくのがポイントで

はないか【市民会議委員】

→学校現場に、弁護士の役割及び意義を積極的に伝えていくことを検討していきたい【弁護士会】

・ 教員に対する弁護士の講演会などの実施も検討してほしい【市民会議委員】

→ある自治体では学校長を対象とした講演会を実施しており、ご要望があればさらに拡充していきたい【弁護士会】

・ 大学の教職の過程で、学生が、弁護士が教員の問題に取り組んでいること自体を把握していない。もっと活動をアピールしてもよいのではないか【市民会議委員】

→当会として、スクールロイヤーの取組み自体についての広報については、これを積極的に実施してはならず、今後、検討していきたい【弁護士会】

以上